

第 1 編 総 則

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき有田市防災会議が作成する計画であって、本市の地域にかかる災害に対して、市、県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する機能を有効に発揮し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

〈なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定に基づく本市特別防災区域にかかる防災対策については、和歌山県石油コンビナート等防災計画による。〉

第2節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによる。

| 用 語 | 意 義 |
|--------------------------|-------------|
| 基 本 法 | 災害対策基本法 |
| 救 助 法 | 災害救助法 |
| 本 部 | 有田市災害対策本部 |
| 県 本 部 | 和歌山県災害対策本部 |
| 市 計 画 | 有田市地域防災計画 |
| 県 計 画 | 和歌山県地域防災計画 |
| 本 部 長 | 有田市災害対策本部長 |
| 県 本 部 長 | 和歌山県災害対策本部長 |
| その他用語については、災害対策基本法の例による。 | |

なお、本計画中、次の組織名称は、本部設置の如何にかかわらず、それぞれ次のとおり読み替える。

| 本部設置時 | 本部不設置時（平常組織時） |
|--------|---------------|
| 本 部 | 有田市経営管理部 |
| 本 部 長 | 有田市長 |
| 本部 部・班 | 部・課、所、室 |

第3節 計画の内容

本計画は、有田市の地域にかかる防災に関する事務または業務について、総合的な運営を計画化したものであり、風水害等の災害を対象とした「風水害等応急対策計画」と、地震・津波災害を対象とした「地震・津波災害応急対策計画」のほか、以下に示す計画により構成されている。

- 第1編 総則
- 第2編 災害予防計画
- 第3編 風水害等応急対策計画
- 第4編 地震・津波災害応急対策計画
- 第5編 災害復旧・復興計画
- 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画
- 資料編

各編で対応する内容は、次のとおりである。

(1) 第1編 総則

計画の目的を明らかにし、市及び防災関係機関の責務と災害に対して処理すべき事務を定めるとともに、市の現況についてまとめ、これら自然的・社会的条件及び災害履歴等から災害の特性及び規模を明らかにする。

(2) 第2編 災害予防計画

災害の発生及び拡大を予防する対策を記述する。さらに、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、風水害、地震・津波災害をはじめ各種災害に対応できる防災活動全般について定める。

(3) 第3編 風水害等応急対策計画

風水害等の発生するおそれのある場合において、被害を最小限に抑えるための警戒活動に重点を置き、さらに災害発生直後の応急対策について各防災関係機関に求められる活動を定める。

(4) 第4編 地震・津波災害応急対策計画

地震・津波の発生直後からの人命救助等の活動及びその後の被災者の生活支援に重点を置き、各防災関係機関に求められる活動内容を定める。

(5) 第5編 災害復旧・復興計画

被災者の生活再建のための各種取組及び復興の基本方針について定める。

(6) 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項及び南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図る。

(7) 資料編

市及び関係機関の防災情報のうち、特に災害予防、応急対策、復旧・復興を定めるうえで重要となるものを抽出し、関係機関が共有すべき資料・法令・様式等について整理する。

第4節 計画の修正

(1) 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

(2) 他の計画との関係

この計画は、本市の地域にかかる災害対策に関する基本的な性格を有するもので、修正にあたっては、指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関等が作成する防災業務計画や県計画等、他の計画との整合を図る。

(3) 計画の習熟等

この計画の遂行にあたり、市及び関係機関は、それぞれの責務が十分果たせるよう平常時から訓練等によってこの習熟に努め、また、広報紙等により市民への周知を図る。

第2章 有田市の概況

有田市の概況について整理し、以下に示す。

1. 位置

本市は、和歌山県北西部の有田圏域にあり、県庁所在地である和歌山市より約25km、大阪市より約100kmに位置し、北は海南市、東は有田川町、南は湯浅町、西は紀伊水道に面している。

市の地域は、東西約10km、南北約5km、総面積36.83k㎡で、中央部を流れている有田川の両岸に平野部が広がっており、樹園地や集落が点在している。

また、河口部には砂浜海岸を埋め立てた臨海工業地と沿岸漁業基地箕島漁港が開けている。

2. 気象条件

本市は、瀬戸内気候区から南海気候区への漸移地帯にあり、気温は年平均16℃で、冬季でも0℃を下回ることがまれであるが、西高東低の気圧配置の影響により、乾燥した北西季節風が強い。

また、春季にかけては異常に乾燥し、火災発生危険な時期をつくることもある。

雨量は、平均年総雨量1,600ミリ程度で、12月、1月、2月は少なく、6月、7月、9月は多い。

3. 災害の特性

気象現象を主な原因として起こる気象災害には、台風、大雨、強風など短期間に災害を引き起こす性質のものと、干ばつ、長雨、高低温など比較的長期にわたることによって農作物等に被害を与える性質のものに大別できる。

気象災害のうち、激甚災害を与えるものは、台風や低気圧に伴う大雨、強風、高潮によるものである。

本市における大雨による災害の多くは、梅雨前線の停滞や台風に伴う集中豪雨型で、昭和28年の7.18水害や昭和51年の台風17号の影響による災害が最も顕著な例である。

台風被害が最も大きくなるのは、四国東部から紀伊水道を北上または本市付近に上陸する場合であり、海岸線に面した本市では、気圧の下降に伴う海面上昇とあいまって高潮被害も甚大となっている。昭和9年の室戸台風、昭和25年のジェーン台風、昭和36年の第二室戸台風が顕著な例である。

台風のほかに、梅雨前線が紀伊半島付近で活動するとき、低気圧が日本海・太平洋岸を東進する場合に起こっていることが多い。

次に、和歌山県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋側沖合で発生する地震と陸域の浅い地震である。

太平洋側沖合では、南海トラフ沿いでM8.0程度の巨大地震がほぼ90～150年間隔で繰り返し発生してきた。和歌山県では、これらの地震の震源域が内陸の一部まで達するため、強い揺れを感じる事が多い。例えば1946年の南海地震（M8.0）では、県内のほぼ全域が震度5程度の揺れを感じた。また、その直後に大きな津波に襲われることが多く、津波の高さは高いところでは10m以上になることもある。

南海トラフ沿いで発生する大規模な地震は、3つの領域（東海・東南海・南海）において連動して発生する3連動地震と、東海・東南海・南海地震の震源域よりさらに広域（日向灘を含む）の震源域で地震が連動して発生した場合の最大クラスの地震が想定されている。和歌山県は、そのいずれの場合でも、地震動や津波による被害を受けることになる。

県内の主要な活断層は、県北部の和泉山脈の南麓に沿って中央構造線断層帯が東西方向に延びている。中央構造線は地質構造の境界線であって、その全部が活断層ではないが、和歌山県から四国地方にかけての中央構造線は規模の大きな活動度A級の中央構造線断層帯である。県内の主要な活断層はこれだけであるが、この断層帯で発生した地震被害は知られていない。

4. 災害の履歴

（1）豪雨（7.18水害 昭和28年7月18日）

17日夜から18日朝にかけて、県北部では梅雨前線による豪雨があり雷を伴った所が多く、短時間に希有の大雨を降らした。

豪雨は18日未明に最もはげしく、有田、日高両郡東部から奈良県南部は24時間雨量400mm以上にも及び、しかもそのほとんどは18日未明の数時間内に集中したため、有田川、日高川などで記録的な大洪水となった。

このため山地では山津波、平地では河川氾濫が発生し、随所に壊滅的な災害を起こした。

本市においても、死者・行方不明161名、負傷者2,191名で家屋の全壊1,124戸、半壊355戸、流失438戸の被害がでた。

（2）台風（第二室戸台風 昭和36年9月16日）

6日21時マーシャル諸島東部に発生した弱い熱帯性低気圧が西進し、8日9時エニウエトック島の南で台風18号となった。

12日9時沖の鳥島南東にあったところ888hPaで13日は北西進し、14日北に転じた。この間中心気圧890hPaで最盛期、14日21時沖縄の東100kmを通過北北東に転じ、15日9時奄美大島通過、16日9時すぎ室戸岬西方に上陸し、正午淡路島南西部を通り、13時すぎ神戸、大阪間に上陸18時能登半島東部から日本海に抜けた。

本市では、最低気圧920hPa、最大風速42m/s（瞬間風速60m/s）を記録し、特にこの台風は、暴風雨が長時間にわたり、その上満潮時と重なったため、沿岸部では高潮と高

波による被害が特に大きかった。

被害は負傷者 42 名、家屋の全壊 278 戸、半壊 488 戸、流失 2 戸であった。

第3章 災害の想定

第1節 和歌山県地震被害想定結果（海溝型地震）

本市の海溝型地震による被害想定は、「和歌山県地震被害想定」（平成26年10月和歌山県）に基づく。

想定地震は、次に示す2つの地震による被害を想定するものであり、対象とする被害想定項目は、建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活への影響等である。

1. 想定地震

想定する地震は、以下のとおり。

- ア. 東海・東南海・南海3連動地震（以下、3連動地震という。）
- イ. 南海トラフ巨大地震

■想定地震

| 区 分 | 3連動地震 | 南海トラフ巨大地震 |
|--------------------|--------------------|--------------------------------------|
| 地震の規模 (マグニチュード) | 最大震度7 (Mw8.7) | 震度7 (Mw9.1) |
| 震源域 | 静岡県～高知県 | 静岡県～宮崎県 |
| 想定地震モデル | 中央防災会議 2003年モデル | 内閣府2012年モデル 陸側ケース（地震） ケース3（津波） |

2. 時刻及び季節等

被害想定にあたっては、地震がいつ発生するかで被害の様相が変わるため、次のとおり時刻や季節等を設定し予測している。

なお、津波からの避難については、避難行動パターンとして3ケースを、また、昼12時の想定では海水浴客とした1ケースを設けている。

■想定時刻・季節・風速

| 時刻 | 季節 | 風速 |
|--------|----|-----|
| 昼 12時 | 夏 | 4 m |
| 夕方 18時 | 冬 | 4 m |
| 夕方 18時 | 冬 | 8 m |
| 深夜 2時 | 冬 | 4 m |

注) 時刻により人口の分布、行動のしやすさ、火気の使用状況が異なる。
また、季節・時刻・風速により、出火や延焼の程度が異なる。

3. 被害想定対象と想定手法

(1) 建物被害予測

建物の被害については、揺れ等（液状化・震動・斜面崩壊）、津波、地震に伴う火災の順にその影響を考慮し、予測している。

■予測手法の概要

- ・液状化による被害は、地盤の液状化に伴う地盤沈下量との関係から求めた。
- ・震動による被害は、震度（計測震度）と被害率の関係から求めた。
- ・斜面崩壊による被害は、崩壊危険度が高いと判断された斜面の10%が崩壊するものとし、その影響範囲にある家屋について被害を求めた。
- ・津波による被害は浸水深と被害率の関係から求めた。
- ・地震に伴う火災による被害は、出火から初期消火、消防による消火を予測し、消火できなかったものが延焼する過程を延焼クラスター法という手法により予測した。
- ・揺れによる被害については、近年の建物の耐震性向上や耐震改修の進展を考慮したものとなっている。
- ・津波浸水による被害は東日本大震災の被害を反映したものとなっている。

(2) 人的被害予測

ア. 人的被害予測の優先順位

3連動地震、南海トラフ巨大地震による人的被害を下表の優先順位により予測されている。

なお、重傷者より死者を優先するほか、災害事象に関しては発生順に優先して被害を計上し、災害事象ごとに予測される数量が重複しないようにしている。

■被害の程度と災害事象による人的被害予測の優先順位

| 区分 | 建物倒壊 | 斜面崩壊 | 津波 | 火災 |
|----|------|------|----|----|
| 死亡 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 重傷 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 軽傷 | 9 | 11 | 11 | 12 |

イ. 想定ケース

想定ケースは、建物被害に対して、津波からの住民避難について3ケースを考慮し、加えて、夏の昼12時の場合は海水浴客についても1ケースで避難を想定し、避難の可否を判定して被害を予測している。

■人的被害の予測ケース分類

| 時刻 | 季節 | 風速 | 住民避難 | 海水浴客 |
|-------|----|-----|------|------|
| 昼12時 | 夏 | 4 m | 3ケース | 1ケース |
| 夕方18時 | 冬 | 4 m | 3ケース | — |
| 夕方18時 | 冬 | 8 m | 3ケース | — |
| 深夜2時 | 冬 | 4 m | 3ケース | — |

ウ. 人口分布

人口は、冬深夜2時に夜間人口を、夏昼12時に昼間人口を適用し、冬夕方18時には両者からの推定人口を摘要している。

■時刻別の人口

| 区分 | 2時 | 12時 | 18時 |
|---------|---------|---------|---------|
| 有田市想定人口 | 30,600人 | 28,800人 | 30,100人 |

(3) ライフライン被害予測

県の被害予測の対象となっているライフライン施設は、上水道、下水道、電力施設、通信施設、都市ガスの各供給ラインである。

(4) 交通施設被害

ア 道路施設被害予測

地震時の揺れと液状化、津波浸水の影響を考慮するものとし、道路施設を対象として、震度及び津波浸水深30cm以上の区域について被害予測を行っている。

なお、東日本大震災の実績値より、震度ごとの被害率、津波浸水深ごとの被害率を設定し、道路被害を予測している。

イ 鉄道施設被害予測

地震時の揺れと液状化、津波浸水の影響を考慮するものとし、鉄道路線を対象として、震度及び津波浸水深30cm以上の区域について被害予測を行っている。

なお、東日本大震災におけるJR東日本の実績値より、震度ごとの被害率、津波浸水深ごとの被害率を設定し、鉄道被害を予測している。

ウ 港湾施設被害予測

港湾施設の被害については、岸壁、物揚場などの物資輸送が可能な係留施設とし、地震時の揺れの影響を考慮し被害を予測している。

エ 空港施設被害予測

空港施設の被害については、調査対象をヘリコプター発着予定地等とし、定性的に評価している。

(5) 生活への影響予測

生活への影響については、避難者数、帰宅困難者数、必要物資数等について予測している。

ア. 避難者数の予測

地震被害、津波浸水およびライフライン途絶（断水）により、避難生活が必要となる人数を算出している。

避難者数の予測においては、地震被害と津波被害の事象に分けて、算出している。また、避難所生活者と避難所外生活者に区分して算出している。

イ. 帰宅困難者の予測

鉄道、バス、自動車、二輪車による外出者を対象とした帰宅困難者を算出している。

想定手法は、パーソントリップ調査を使用し、和歌山市の外出者が最も多い11時台、帰宅距離が10km～20kmの50%、20km以上の全外出者が、帰宅困難となるとして予測している。

また、和歌山県の場合、自動車による外出者が多いため、道路等の通行止めにより自動車での帰宅が困難な場合を予測している。

ウ. 必要物資数の予測

避難所避難者数に応じた物資数を算出している。

想定手法は、1日後～3日後、4日後～7日後の期間で算出した。

食料は、阪神・淡路大震災の事例に基づき、避難所避難者の1.2倍を対象者として、1日3食計算で予測している。

飲料水は、断水地区住民に1日3リットル、毛布は避難所避難者を対象とし、1人2枚としている。

（6）災害廃棄物等予測

建物の全壊等に起因する「災害廃棄物」と、津波により陸上に運ばれて堆積した土砂・泥状物等の「津波堆積物」の発生量に関して予測している。

ア．災害廃棄物

全壊建物の構造3区分（木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）ごとに、床面積に即したがいき量を算出している。

イ．津波堆積物

津波浸水域の全体に2.5cmないし4cmの土砂が堆積するものとして体積を算出している。

なお、密度は経過時間とともに変化するため、2種類の値をとるものとし、土砂堆積厚とともに幅を持った値としている。

（7）災害時要援護者施設等被害予測

市内に立地する災害時要援護者（要配慮者）施設等（学校、児童福祉施設、障害児者施設、高齢者施設、病院、地域福祉センターなどで平成25年4月現在）で、津波による浸水深が30cm以上の区域に立地する施設数を予測している。

4. 被害想定結果

県は、平成24年4月に設置した「和歌山県地震・津波被害想定検討委員会」（以下、委員会）での意見を参考に、内閣府が平成24年8月及び平成25年3月に行った被害想定の手法を用い、津波浸水想定の結果を反映させ、「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフの巨大地震」の2つの地震被害想定を行い、平成26年10月に公表した。

以下に、3連動地震及び南海トラフ巨大地震の予測結果を示す。

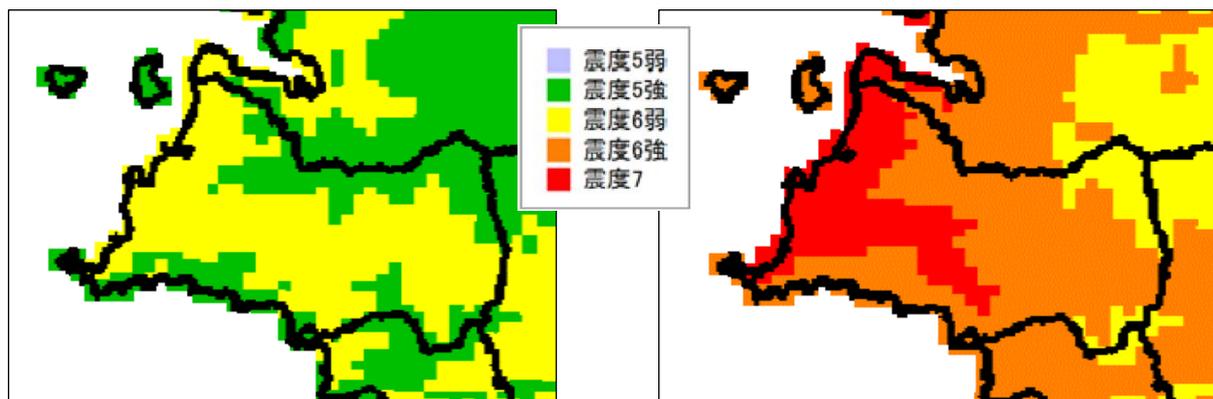
（1）震度予測結果

3連動地震では、有田川を挟んで市域の大半が震度6弱、北部及び南部の一部が震度5強である。

南海トラフ巨大地震では、市域の大半が震度6強、有田川下流域や北西部が震度7、北東部及び南西部の一部が震度6弱である。

■ 3連動地震

■ 南海トラフ巨大地震



出典：「和歌山県地震被害想定」（平成26年10月和歌山県）

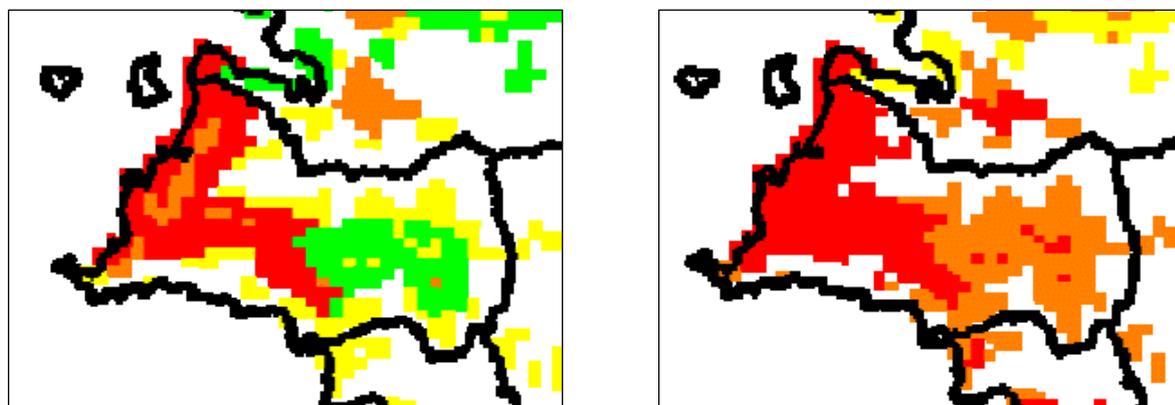
(2) 液状化危険度予測結果

3連動地震では、有田川下流域に広がる平坦地、市街地、市北西部では液状化指数が15以上となり、液状化の危険度は大きい。また、有田川上流域は液状化指数0～5の広がりが大きい。

南海トラフ巨大地震では、有田川を中心に液状化指数15以上が大きく広がる傾向にある。

■ 3連動地震

■ 南海トラフ巨大地震



液状化指数
 (PL値)



液状化危険度は、液状化指数が15以上で大きく、5以上で中程度、0以上5未満の場合は小さい。また、0の場合は液状化しない。

出典：「和歌山県地震被害想定」（平成26年10月和歌山県）

（3）建物被害予測結果

3連動地震では揺れ等による全壊棟数が多い。

南海トラフ巨大地震では、揺れ等による全壊棟数が全体被害棟数の2/3に及ぶ。また、津波による全壊棟数よりも焼失棟数が多くなる。

■建物被害の予測結果（冬18時、風速8m）

| 区 分 | 総棟数 | 揺れ等による全壊棟数 | 津波による全壊棟数 | 焼失棟数 | 全壊棟数合計 | 半壊棟数合計 |
|-----------|--------|------------|-----------|------|--------|--------|
| 3連動地震 | 13,700 | 370 | 41 | 4 | 420 | 2,800 |
| 南海トラフ巨大地震 | 13,700 | 3,700 | 750 | 970 | 5,400 | 3,600 |

注) 揺れ等による全壊棟数は、液状化・震動・斜面崩壊による予測結果等が概数のため、合計は必ずしも一致しない

（4）人的被害予測結果

3連動地震、南海トラフ巨大地震ともに津波による死者数が最も大きくなる。

また、南海トラフ巨大地震では火災による被害も発生するとともに、3連動地震に比べ全体的に被害が大きくなる。

■人的被害（冬18時・風速8m/秒）（津波避難条件：ケース3、早期避難しない）

| 区 分 | | 3連動地震 | 南海トラフ巨大地震 |
|---------------------|---------|--------|-----------|
| 対象人口（人） | | 30,100 | 30,100 |
| 合 計 | 死者数（人） | 180 | 2,200 |
| | 重傷者数（人） | 110 | 560 |
| | 軽傷者数（人） | 350 | 1,500 |
| | 閉込者数（人） | 5 | 55 |
| 建物倒壊（震動） による被害 | 死者数（人） | 9 | 170 |
| | 重傷者数（人） | 17 | 310 |
| | 軽傷者数（人） | 190 | 930 |
| 建物倒壊（斜面崩 壊）による被害 | 死者数（人） | 2 | 2 |
| | 重傷者数（人） | 1 | 1 |
| | 軽傷者数（人） | 1 | 1 |
| 津波による被害 | 死者数（人） | 170 | 2,000 |
| | 重傷者数（人） | 84 | 240 |
| | 軽傷者数（人） | 160 | 450 |
| 火災による被害 | 死者数（人） | 0 | 56 |
| | 重傷者数（人） | 0 | 13 |
| | 軽傷者数（人） | 0 | 31 |

注）予測結果等は概数で示されており、合計は必ずしも一致しない。

（5）ライフライン被害予測結果

ア．上水道

管被害箇所数は、南海トラフ巨大地震が3連動地震の約5倍程度となる。

また、南海トラフ巨大地震の場合は、1ヶ月後の断水率は4割程度であり、復旧までに長期間を要すものとされる。

■上水道管被害と断水の予測結果

| 区 分 | | 3連動地震 | 南海トラフ巨大地震 |
|-------------|------|-------|-----------|
| 管延長（k m） | | 207.8 | 207.8 |
| 管被害箇所数（箇所） | | 610 | 3,400 |
| 被害率（箇所/k m） | | 2.93 | 15.95 |
| 断水率（％） | 発災直後 | 99 | 100 |
| | 1日後 | 92 | 99 |
| | 1週間後 | 46 | 50 |
| | 1ヶ月後 | 10 | 43 |

イ. 下水道

下水道における被害は、3連動地震ではわずかであるが、南海トラフ巨大地震では被害は大きく、支障率でみると1週間後までは9割程度となっている。

■下水道被害の予測結果

| 区 分 | | 3連動地震 | 南海トラフ巨大地震 |
|----------|------|-------|-----------|
| 下水道人口（人） | | 400 | 400 |
| 支障率（%） | 発災直後 | 2 | 100 |
| | 1日後 | 0 | 100 |
| | 1週間後 | 0 | 87 |
| | 1ヶ月後 | 0 | 13 |

ウ. 電力施設

南海トラフ巨大地震による被害が3連動地震を大きく上回り、停電率は1週間後でも約2割と予測されている。

■電力施設被害の予測結果

| 区 分 | | 3連動地震 | 南海トラフ巨大地震 |
|----------|------|--------|-----------|
| 需要家軒数（軒） | | 13,700 | 13,700 |
| 被災軒数（軒） | | 420 | 5,400 |
| 停電率（%） | 発災直後 | 28 | 100 |
| | 1日後 | 2 | 100 |
| | 4日後 | 1 | 42 |
| | 1週間後 | 1 | 19 |

注) 復旧対象の停電軒数は、需要家軒数から被害件数を差し引いた軒数とし、停電率の母数も被害件数を差し引いた軒数を対象としている。

エ. 通信施設

固定電話では、3連動地震による被害はわずかであるが、南海トラフ巨大地震の場合は1ヶ月後でも約2割が復旧しないものと予測されている。携帯電話では、3連動地震では被害はないが、南海トラフ巨大地震では1週間後でもつながりにくく、1ヶ月後に回復すると予想されている。

■通信施設被害の予測結果

| 区 分 | | 3連動地震 | 南海トラフ巨大地震 |
|-----------------|------|-------|-----------|
| 回線数（回線） | | 6,600 | 6,600 |
| 固定電話・不通率 （%） | 発災直後 | 4 | 100 |
| | 1日後 | 3 | 100 |
| | 1週間後 | 1 | 43 |
| | 1ヶ月後 | 1 | 19 |
| 携帯電話・不通ランク | 発災直後 | - | A |
| | 1日後 | - | A |
| | 1週間後 | - | B |
| | 1ヶ月後 | - | - |

注) 携帯電話・不通ランク：A：非常につながりにくい

B：つながりにくい

C：ややつながりにくい

-：被害なし

(6) 交通施設被害

ア 道路施設被害予測結果

3連動地震では地震動による被害が何れの地震でも3箇所であるが、南海トラフ巨大地震では津波による被害が4箇所とやや多くなっている。

また、南海トラフ巨大地震では、津波浸水深30cm以上の区間が15km(全延長の約42%)で、3連動地震の約2倍になる。

■道路施設被害の予測結果

| 区 分 | 3連動地震 | 南海トラフ巨大地震 |
|--------------------|-------|-----------|
| 対象道路延長（km） | 36 | 36 |
| 地震被害箇所数（箇所） | 3 | 3 |
| 津波被害箇所数（箇所） | 1 | 4 |
| 津波浸水深30cm以上の区間（km） | 7 | 15 |

イ 鉄道施設被害予測結果

地震動による被害が何れの地震でもほぼ同じで、21～23箇所であるが、南海トラフ巨大地震では津波による被害が4箇所発生し、津波浸水深30cm以上の区間が2km(全延長の20%)発生するものと予想されている。

■鉄道施設被害の予測結果

| 区 分 | 3連動地震 | 南海トラフ巨大地震 |
|-----------------------|-------|-----------|
| 対象路線延長（k m） | 10 | 10 |
| 地震被害箇所数（箇所） | 21 | 23 |
| 津波被害箇所数（箇所） | 0 | 4 |
| 津波浸水深 30cm 以上の区間（k m） | 0 | 2 |

ウ 港湾施設被害予測結果

和歌山下津港（有田港区）の被害予測については、3連動地震では2割程度の被害である。南海トラフ巨大地震ではほぼ使用不能状態になると予想されている。

■港湾施設被害の予測結果

| 区 分 | | 3連動地震 | 南海トラフ巨大地震 |
|-----------------|---------|-------|-----------|
| 施設数 （バス） | 岸壁・物揚場 | 4 | 4 |
| | その他係留施設 | 3 | 3 |
| 被害予測施設数 （バス） | 岸壁・物揚場 | 1 | 4 |
| | その他係留施設 | 1 | 3 |
| 被害率（%） | | 22 | 95 |

エ 空港施設被害予測結果

本市の空港施設（ヘリコプター発着予定地）は、3連動地震、南海トラフ巨大地震とも、震度6弱以上の箇所に位置しており、ヘリポートのひび割れ、沈下の被害が起こる可能性がある。

また、津波浸水深 30cm 以上の区域には、1～2箇所が位置している。

■空港施設被害の予測結果

| 区 分 | | 3連動地震 | 南海トラフ巨大地震 |
|----------------------|-----------|-------|-----------|
| ポート数（箇所） | | 5 | 5 |
| 揺れ（震度）の大きな箇所の被害（箇所） | 震度7 | 0 | 3 |
| | 震度6強 | 0 | 2 |
| | 震度6弱 | 5 | 0 |
| 津波浸水深 30cm 以上の箇所（箇所） | | 1 | 2 |
| 液状化危険度大の箇所（箇所） | PL値 15～30 | 1 | 2 |
| | PL値 30～ | 2 | 3 |

(10) 生活への影響予測結果

ア. 避難者数予測結果

本市の避難者数は、津波による被害が大きい南海トラフ巨大地震による発生数が多い

い。また、何れの地震も1ヶ月後の避難者数は、依然と多いものと予想されている。

■避難者数の予測結果（夏12時・風速4m・全員直接避難）

| 区 分 | | 3連動地震 | 南海トラフ巨大地震 |
|------------------|------|--------|-----------|
| 発災時人口（人） | | 28,800 | 28,800 |
| 避難者総数（人） | 1日後 | 5,800 | 17,300 |
| | 1週間後 | 7,700 | 10,500 |
| | 1ヶ月後 | 7,000 | 16,300 |
| 避難所に避難する者 （人） | 1日後 | 3,800 | 11,400 |
| | 1週間後 | 5,500 | 8,000 |
| | 1ヶ月後 | 2,100 | 4,900 |
| 避難所外生活者 （人） | 1日後 | 2,000 | 5,900 |
| | 1週間後 | 2,300 | 2,600 |
| | 1ヶ月後 | 4,900 | 11,400 |

注) 避難所に避難する者は避難者総数の内数である。

予測結果等は概数で示されており、合計は必ずしも一致しない。

イ. 帰宅困難者数予測結果

本市の帰宅困難者数は、何れの地震においても3,400人程度（a 帰宅者総数の約15%）が発生すると予測している。

■帰宅困難者数の予測結果（3連動地震、南海トラフ巨大地震）

| 区 分 | | 人 数（人） |
|---------|--------------|--------|
| a 帰宅者総数 | | 23,200 |
| b 域内帰宅者 | | 19,300 |
| 域外帰宅者 | c 総 数 | 3,900 |
| | d 鉄道・バス利用者 | 420 |
| | e 自動車・二輪車利用者 | 3,400 |
| | f 自転車利用者 | 160 |
| g 徒歩代替者 | | 350 |
| h 帰宅困難者 | | 3,400 |

注) 予測結果等は概数で示されており、合計は必ずしも一致しない。

ウ. 必要物資数予測結果

本市の必要物資数は下表に示すとおりである。

■必要物資数量の予測結果（夏 12 時風速 4 m・全員直接避難）

| 区 分 | | 3 連動地震 | 南海トラフ 巨大地震 |
|---------------------|-----------------|---------|---------------|
| 1 日後～3 日後 (3 日間) | 避難所避難者数 (人) | 3,800 | 11,400 |
| | 食料 (食/3 日間) | 41,000 | 122,500 |
| | 飲料水 (リットル/3 日間) | 254,800 | 273,800 |
| 4 日後～7 日後 (4 日間) | 避難所避難者数 (人) | 5,500 | 8,000 |
| | 食料 (食/4 日間) | 77,900 | 114,100 |
| | 飲料水 (リットル/4 日間) | 297,300 | 319,400 |
| 毛 布 (枚) | | 10,900 | 22,700 |

注) 予測結果等は概数で示されており、合計は必ずしも一致しない。

(11) 災害廃棄物等予測結果

本市の災害廃棄物等の発生予測量は、下表に示すとおりであり、災害廃棄物及び津波堆積物共に、南海トラフ巨大地震による発生量が多い。

■災害廃棄物等の予測結果

| 区 分 | | 3 連動地震 | 南海トラフ巨大地震 |
|--|-----|---------------|-----------------|
| 災害廃棄物重量 (t) 冬・夕方 18 時 風速 8 m の場合 | 可燃物 | 7,700 | 102,000 |
| | 不燃物 | 25,000 | 436,000 |
| | 合 計 | 33,000 | 537,000 |
| 津波堆積物重量 (t) | | 29,000～61,000 | 120,000～255,000 |

注) 予測結果等は概数で示している。

(12) 災害時要援護者施設等予測結果

本市の災害時要援護者施設等における被害は、3 連動地震による被害が 2 施設、南海トラフ巨大地震による被害が 16 施設である。

■災害時要援護者施設等（平成 25 年 4 月現在）

| 区 分 | 3 連動地震 | 南海トラフ巨大地震 |
|---------------|--------|-----------|
| 津波浸水深 30cm 以上 | 2 施設 | 16 施設 |

第2節 和歌山県地震被害想定結果（活断層等による地震）

本市の活断層による地震の被害想定は、「和歌山県地震被害想定」（平成18年5月和歌山県）に基づく。

1. 想定地震

想定する地震は、本市に大きな影響を及ぼす可能性のある以下の地震とする。

ア. 中央構造線による地震

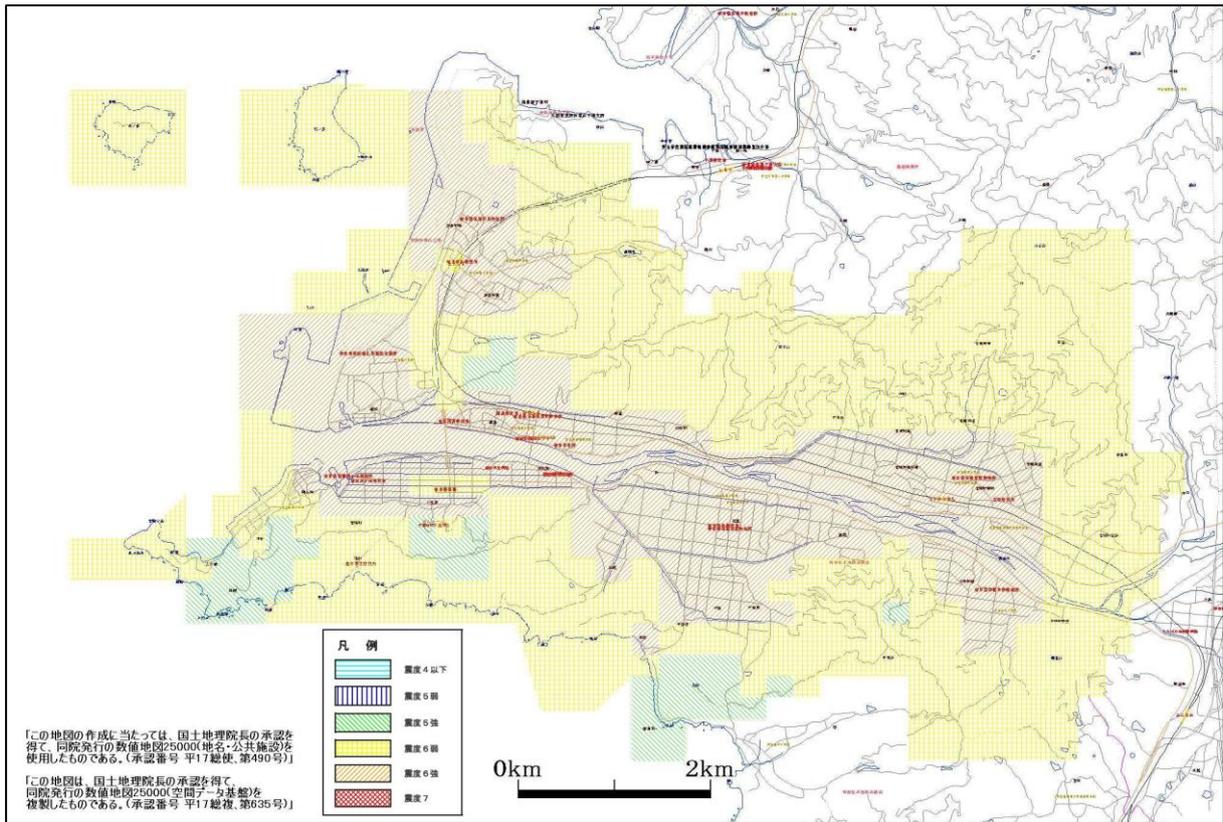
和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震

イ. 田辺市内陸直下の地震

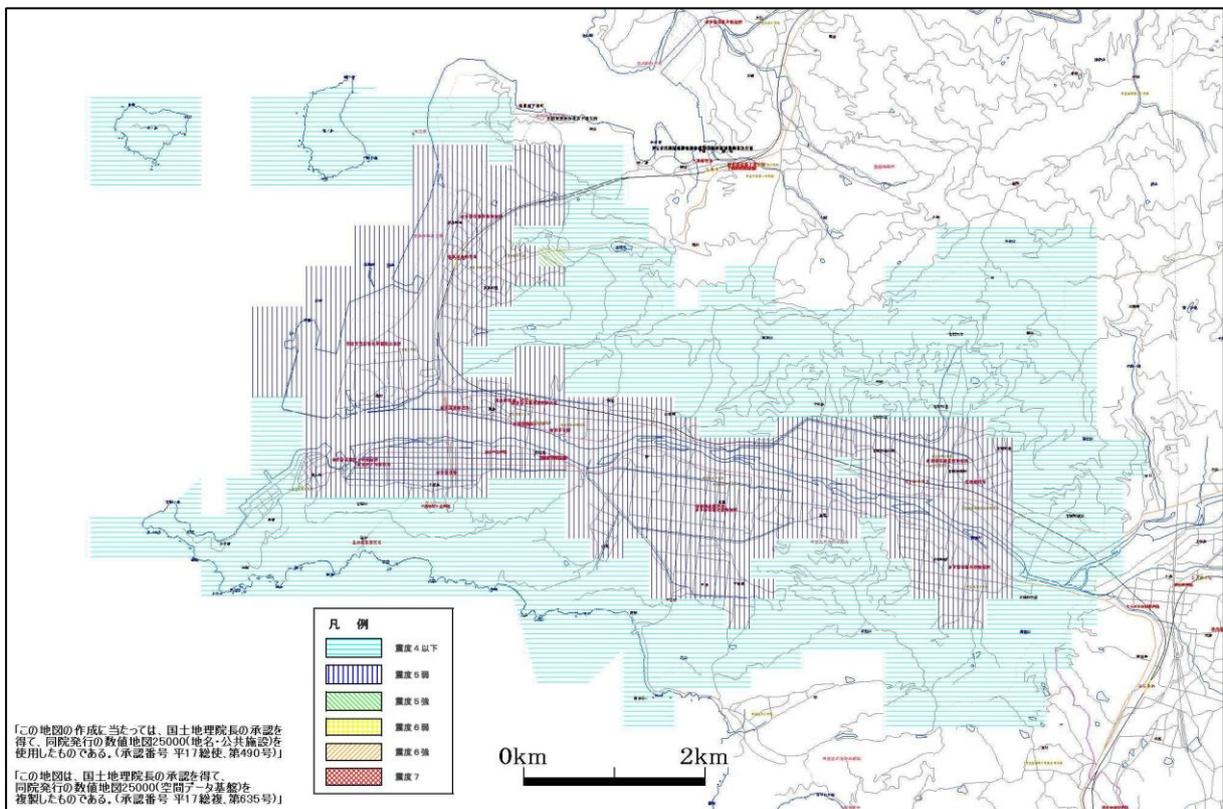
田辺市付近直下を震源とする地震

| 区 分 | 中央構造線 による地震 | 田辺市内陸 直下の地震 |
|--------------------|---------------------------------|----------------|
| 地震の規模 (マグニチュード) | 8.0 相当 | 6.9 相当 |
| 震源断層の位置 | 中央構造線 (淡路島南沖～ 和歌山・奈良県境付近) | 田辺市 |
| 震源断層の深さ | 4～14km | 4～12.6 km |
| 震度予想 (有田市) | 5強～6弱 | 5強～6弱 |

■中央構造線の地震による震度分布図



■田辺市付近の地震による震度分布図



出典：和歌山県地震被害想定調査（平成18年5月和歌山県）

2. 液状化予測

地震発生時に起きる現象として地盤の液状化がある。これは地震動により間隙水圧の上昇が起これ砂の粒子と粒子の噛み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象である。

液状化の危険性が大きいと予想された地域は、河川の流域などで軟弱層が堆積しているところであり、本市では3分の1余りの地域が含まれている。

（本市においては、想定地震別の予想に差異はない。）

3. 斜面崩壊予測

本市での急傾斜地や地すべり危険箇所は、地震による斜面崩壊の危険性が高い地域を含んでいないが注意を要する。

4. 建物被害

本市での建物被害が大きいのは、中央構造線による地震である。

木造建物被害は、全・半壊率とも10%を越える地域も予想される。

また、非木造建物についても、大破率5%を越える地域や中破率10%を越える地域があると予想される。

■建物被害の予測結果（冬18時）

| 区分 | 総棟数 | 揺れ等による全壊棟数 | 液状化による全壊棟数 | 崖崩れによる棟数 | 焼失棟数 | 全壊・焼失棟数合計 |
|------------|--------|------------|------------|----------|------|-----------|
| 中央構造線による地震 | 19,773 | 1,880 | 56 | 23 | 140 | 2,079 |
| 田辺市内陸直下の地震 | 19,773 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |

注) 予測結果等は概数のため、合計は必ずしも一致しない

出典：和歌山県地震被害想定（平成18年和歌山県）

第3節 和歌山県津波浸水想定結果

1. 想定条件の概要

県は、南海トラフの巨大地震等に係る津波浸水・地震被害想定を実施するにあたり、「和歌山県地震・津波被害想定検討委員会」を平成24年4月に設置し、検討を行った。

委員会での意見を参考に、「南海トラフの巨大地震（2012 内閣府モデル：Mw9.1）」と「東海・東南海・南海3連動地震（2003 中防モデル：Mw8.7）」の2つの浸水想定を行い、平成25年3月に公表した。

また、平成26年10月には、上記の津波浸水想定を基に、地震発生から津波到達までに安全な場所への避難が困難な地域（津波避難困難地域）が公表されたが、本市は対象地域ではない。

以下に、想定条件の概要を示す。

■想定条件（県の想定と内閣府の想定と比較）

| 区 分 | 東海・東南海・南海3連動地震 (H25 和歌山県) | 南海トラフの巨大地震 | |
|----------------------------|---|--|---|
| | | H25 和歌山県 | H24 内閣府 |
| 潮位条件 | 朔望平均満潮位(※) T. P. +1.00m | 朔望平均満潮位(※) T. P. +1.00m | 潮位観測所ごとの 年間最高潮位 T. P. +(0.89~0.99)m |
| コンクリート 構造物 (護岸・防波堤等) | ◆地震動により「破壊する」ものとする。(ただし、技術的評価結果があれば沈下量を算定) ◆津波が越流し始めた時点で「破壊」とする。 | ◆地震動により「破壊する」ものとする。 | ◆津波が越流し始めた時点で「破壊」とする。 |
| 盛土構造物 (堤防) | ◆地形データとして取り扱う(破壊しない) | ◆地震動により、地震前の25%の高さとする。(75%沈下) ◆その後、津波が越流し始めた時点で「破壊する」ものとする。 | ◆地形データとして取り扱う(破壊しない) |
| 道路・鉄道 | ◆地形データとして取り扱う(破壊しない)。 | | |
| 建築物 | ◆建物の代わりに津波が遡上する時の摩擦(粗度)を設定。 | | |
| 地盤変動量 | ◆地盤の隆起は考慮しない。 | | |

※朔望平均満潮位とは、朔（新月）および望（満月）の日から5日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値

資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定について（平成25年・和歌山県）

2. 想定結果の概要

本市に対する想定の結果をみると、南海トラフの巨大地震による津波高は、3連動地震の2倍程度の高さであり、津波による浸水面積（陸域部）は約4倍広い結果となっている。

大きな津波の到達時間は30～40分程度であり、地震発生後から津波が到達する時間的余裕は30分以内と考えて避難行動する必要がある。

■ 3連動地震と南海トラフの巨大地震の比較

| 区 分 | 3連動地震 | 南海トラフの巨大地震 |
|--------|----------------------|---|
| 地震規模 | Mw8.7 | Mw9.1 |
| 最大津波高 | 5 m | 10m |
| 平均津波高 | 4 m | 7 m |
| 津波到達時間 | 第1波・最大津波 41分 | 津波高 1 m : 33分 津波高 3 m : 37分 津波高 5 m : 42分 |
| 津波浸水面積 | 100ha (本市全域の2.7%) | 440ha (本市全域の11.9%) |

注) 津波浸水面積は河川部分等を除く陸域部の浸水面積

資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定について（平成25年・和歌山県）

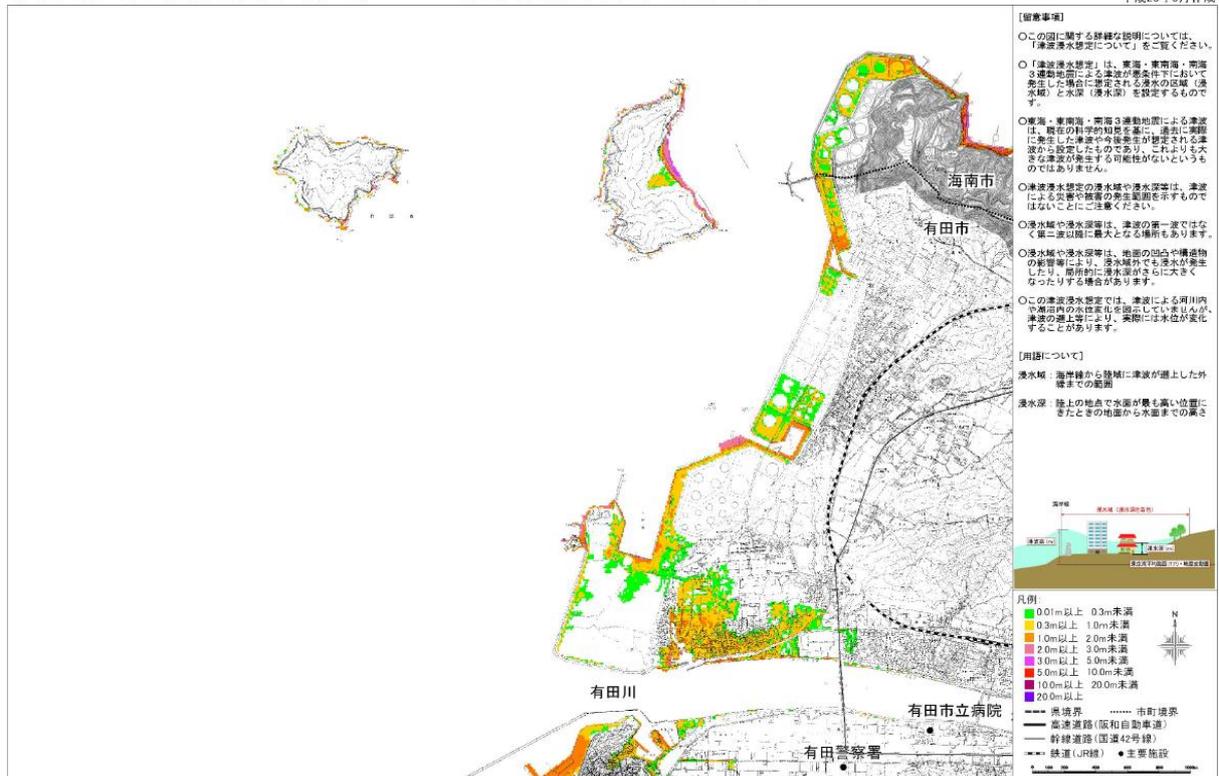
■有田市津波浸水想定図

＜3連動地震による津波浸水想定図＞

＜南海トラフの巨大地震による津波浸水想定図＞

資料：「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフの巨大地震」による津波浸水想定について（平成25年・和歌山県）

和歌山県 津波浸水想定図 有田市 1/3 東海・東南海・南海3連動地震

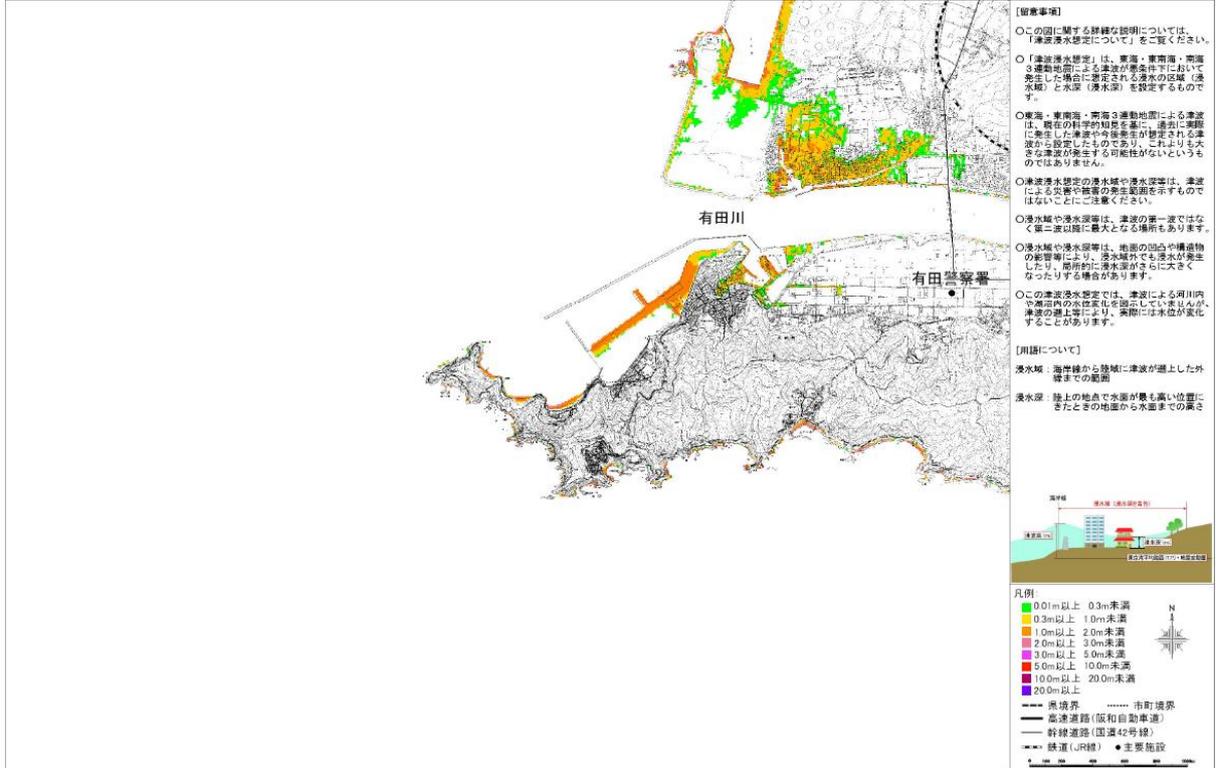


和歌山県 津波浸水想定図 有田市 1/3 南海トラフの巨大地震



和歌山県 津波浸水想定図 有田市 2/3 東海・東南海・南海3連動地震

平成25年3月作成

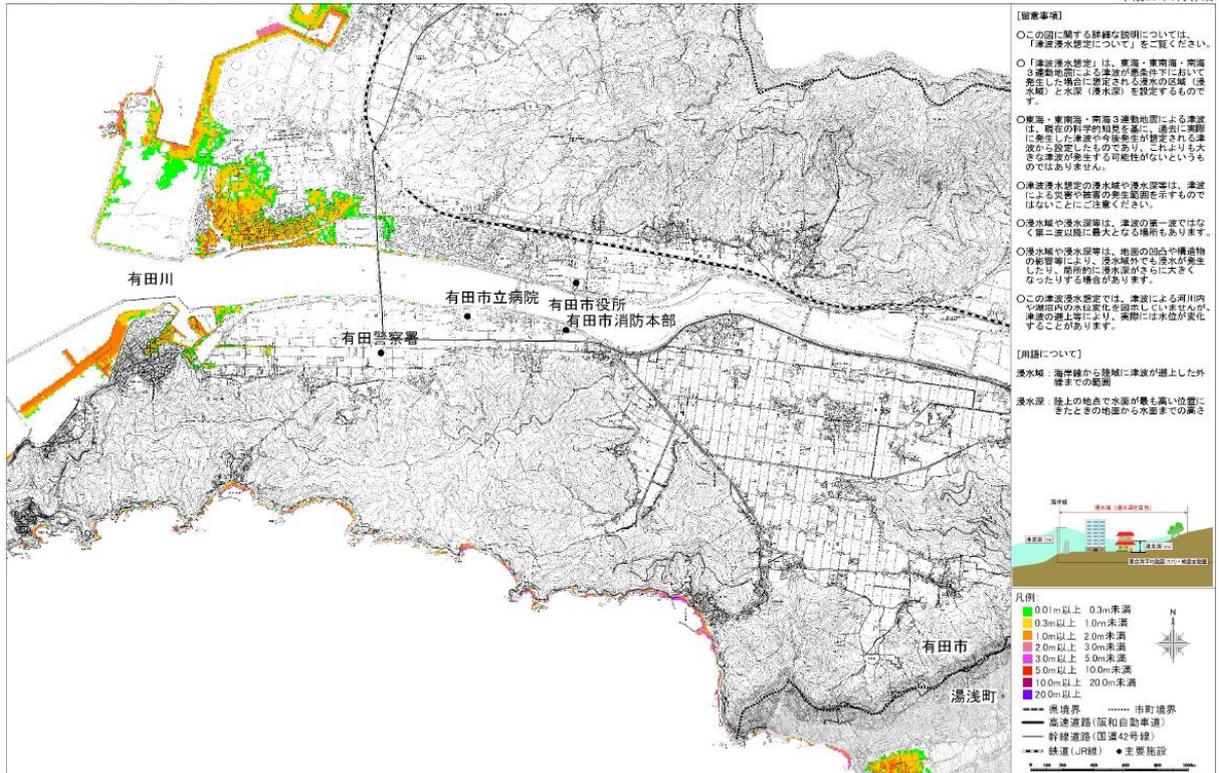


和歌山県 津波浸水想定図 有田市 2/3 南海トラフの巨大地震

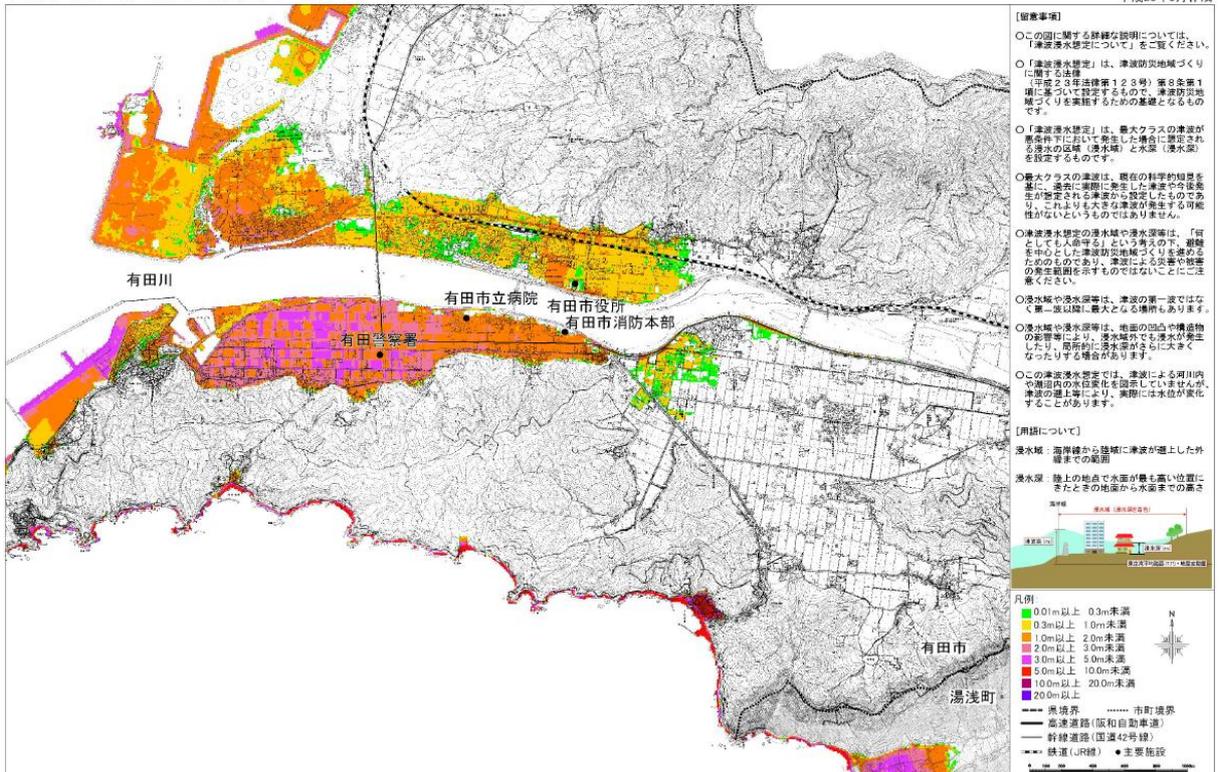
平成25年3月作成



和歌山県 津波浸水想定図 有田市 3/3 東海・東南海・南海3連動地震



和歌山県 津波浸水想定図 有田市 3/3 南海トラフの巨大地震



第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

第4節 風水害等による災害の想定

本市における風水害の主要な要因としては、梅雨期と台風期の豪雨が挙げられる。

水害については、有田川下流が約1 km以上の広い谷幅をもつ谷底平野全面が氾濫地域となっており、和歌山県が公表した概ね1,000年以上に1回程度の想定最大規模の降雨（24時間で798 mm）によって起こる洪水を想定し、今後も留意する必要がある。

土砂災害については、土砂災害警戒区域等の指定箇所があり、豪雨等により災害が発生する可能性がある。

このほか、以下の災害の発生が想定される。

- ア. 密集市街地等における大規模火災
- イ. 危険物の爆発等による災害
- ウ. 航空機や鉄道等による災害

第4章 市民等の役割分担

大規模な災害が発生した場合、前節の防災関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施するが、その能力には限界がある。

そこで、市民及び事業所は、基本法第7条（市民等の責務）に基づき積極的に災害防止に努める。

1. 市民の果たすべき役割

「自分の生命は自分で守る」という防災の原点に立って、市民自らが食糧等の備蓄や消火・救助活動を行うとともに、被害の軽減及び拡大防止を図る。

2. 自主防災組織の果たすべき役割

地域における災害対策は、消防関係や自治会を含めた団体等による自主防災組織のもとで、地域住民が協力し、組織的に行動することが効果的である。

地域の実情に即して自主防災組織を結成し、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感を持って、主体的に参画する防災体制の確立に努める。

3. 事業所の果たすべき役割

消防法に基づき防災管理体制を強化するとともに、災害に即応できる計画的な防災体制の充実を図る。また、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもとより、地域の防災活動への積極的な参画に努める。

4. 防災ボランティアの果たすべき役割

災害時のボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送等、災害時要援護者（要配慮者）の支援活動をはじめとして、被災者に対する救援活動に努める。

第5章 防災ビジョン

1. 市は、市民、県、防災関係機関と一体となって、人命の安全を第一として防災対策を行う。

- ア. 周到な計画による十分な災害予防
- イ. 迅速で確実な災害応急対策
- ウ. 適切で速やかな災害復旧・復興

2. 市は、県、防災関係機関と緊密に連携して防災対策を行う。

- ア. 防災施設、防災設備の整備・充実
- イ. 防災体制の向上と有機的連携の促進
- ウ. 市民の防災意識の向上
- エ. 自主防災組織の育成・強化

3. 市民は、「自分の生命は自分で守る」（自助）との認識の基に、家庭、地域、職場等において互いに協力し合い、助け合い（共助）、災害を念頭においた自主防災対策を平常時より講じておく。



資料：第4次有田市長期総合計画（H23.3）

第6章 地震防災対策の実施に関する目標

1. 基本的な考え方

市民の生活の各分野にわたり重大な被害を及ぼすおそれのある地震・津波災害に対処するため、地震発生までの間に様々な対策を講じ、被害軽減を図る必要がある。

しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければならない。

被害要因の分析を通じた効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進するため、和歌山県地域防災計画（平成25年3月）に定められた地震防災対策の実施に関する目標及び和歌山県地震防災対策アクションプログラム（改訂版・平成19年3月）を踏まえ、有田市における地震・津波防災対策の実施に関する目標を定める。

2. 内容

平成27年度までに南海トラフ地震などの大規模災害による人的被害想定を半減させることを目標とする。

この目標を達成するための具体的な対策は、和歌山県地震防災対策アクションプログラム等を踏まえて、今後検討を行い、その中で減災目標等を定めていく。

3. 地震防災緊急事業五箇年計画との関係

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画は、当該地震防災対策の実施に関する目標に即したものとし、効果的かつ効率的な施設の整備に努める。

第7章 防災関係各機関の責務と業務の大綱

有田市並びに和歌山県の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項について、おおむね次の事務又は業務を処理し、その際相互に協力する。

1. 実施責任

(1) 市

防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

市を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

市の地域並びに地域の住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

2. 処理すべき事務または業務の大綱

(1) 市

| 機関の名称 | 処理すべき事務または業務大綱 |
|-------|--|
| 有田市 | ア. 有田市防災会議に関する事務 イ. 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ. 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ. 災害の防除及び拡大防止 オ. 救助、防疫等罹災者の救助保護 カ. 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ. 罹災者に対する融資等の対策 ク. 被災市営施設の応急対策 ケ. 災害時における文教対策 コ. 災害対策要員の動員及び雇用 サ. 災害時における交通、輸送の確保 シ. 被災施設の復旧 ス. 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 |

(2) 県

| 機関の名称 | 処理すべき事務または業務大綱 |
|-------|---|
| 和歌山県 | ア. 和歌山県防災会議に関する事務 イ. 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ. 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ. 災害の防除及び拡大防止 オ. 救助、防疫等罹災者の救助保護 カ. 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ. 罹災者に対する融資等の対策 ク. 被災県営施設の応急対策 ケ. 災害時における文教対策 コ. 災害時における公安対策 サ. 災害対策要員の動員及び雇用 シ. 災害時における交通、輸送の確保 ス. 被災施設の復旧 セ. 市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等 |

(3) 警察機関

| 機関の名称 | 処理すべき事務または業務大綱 |
|---------|--|
| 有田湯浅警察署 | ア. 災害時における市民の生命、身体及び財産の保護 イ. 災害時における犯罪予防及び取締り並びに治安維持のための警察活動 ウ. 災害における交通の混乱防止及び交通秩序の確保 エ. 災害時における緊急自動車のための交通規制 オ. 遺体の検視及び身元の確認 カ. 他の機関の行う緊急活動に対する協力援助 |

(4) 自衛隊

| 機関の名称 | 処理すべき事務または業務大綱 |
|---------------------------------|---|
| 陸上自衛隊 第37普通科連隊 第304水際障害中隊 | ア. 人命の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 イ. 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援 |

(5) 指定地方行政機関

| 機関の名称 | 処理すべき事務または業務大綱 |
|-----------------------|---|
| 和歌山海上保安部 海南海上保安署 | ア. 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の海上における救助及び防災活動 イ. 災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整頓、指示及び誘導並びに災害の拡大防止 ウ. 災害時における海上緊急輸送及び治安の維持 エ. 海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督 オ. 災害時における非常通信連絡体制の維持及び活動 |
| 大阪管区气象台 (和歌山地方气象台) | ア. 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供 イ. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予想及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 |
| 近畿地方整備局 (和歌山港湾事務所) | ア. 港湾施設及び海岸保全施設の整備と災害への対応や管理体制 イ. 港湾及び海岸（港湾区域及び臨港区域内）における災害対策の指導 ウ. 海上の流出油に対する防除措置 エ. 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 |
| 近畿地方整備局 | ア. 土木施設の整備と防災管理 |

| 機関の名称 | 処理すべき事務または業務大綱 |
|--------------------------|--|
| 和歌山河川国道事務所 海南国道維持出張所 | イ. 水防のための警報等の発表、伝達及び水災応急対策 ウ. 被災土木施設の災害復旧 エ. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 |
| 和歌山労働局 | ア. 工場、事業場における労働災害の防止 イ. 救助の実施に必要な要員の確保 |
| 近畿財務局 和歌山財務事務所 | ア. 公共土木等被災施設の査定の立会 イ. 地方自治体単独災害復旧事業（起債分含む）の査定 ウ. 地方自治体に対する災害融資 エ. 災害時における金融機関の緊急措置の指示 |
| 近畿農政局 | ア. 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成 イ. 土地改良機械の緊急貸付、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策 ウ. 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策 |
| 和歌山県拠点 | ア. 災害における主要食糧の応急対策 |
| 近畿中国森林管理局 | ア. 災害対策復旧用資材の供給 イ. 森林火災予防対策 |
| 近畿経済産業局 | ア. ライフライン（電力、ガス、工業用水道）の復旧対策 イ. 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 |
| 近畿運輸局 和歌山運輸支局 | ア. 交通施設及び設備の整備に関する指導 イ. 宿泊施設の防災設備等の整備に関する指導 ウ. 所管事業者等への災害に関する予警告の伝達指導 エ. 災害時における所管事業に関する情報の収集 オ. 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導 カ. 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整 キ. 緊急輸送命令 |
| 大阪航空局（関西空港事務所・南紀白浜空港出張所） | ア. 航空保安無線施設の完全な状態の維持管理 イ. 密集地帯上空の低空飛行の禁止 ウ. 航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施 |
| 近畿総合通信局 | ア. 電波の管理、並びに有線電気通信の管理 イ. 非常通信訓練の計画及びその実施指導 ウ. 非常通信協議会の育成・指導 エ. 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 オ. 非常時における重要通信の確保 カ. 災害時における通信機器及び移動電源車の貸し出し キ. 情報伝達手段の多様化・多重化の促進 |

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

(6) 指定公共機関

| 機関の名称 | 処理すべき事務または業務大綱 |
|--|---|
| 西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部和歌山支社 | ア. 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ. 災害対策用物資の緊急輸送 ウ. 災害時の応急輸送対策 エ. 被災施設の調査と災害復旧 |
| NTT 西日本株式会社 和歌山支店 その他携帯電話事業者等 | ア. 電気通信施設の整備と防災管理 イ. 災害時における緊急通話の取扱い ウ. 被災施設の調査と災害復旧 |
| 関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社 | ア. 災害時の電力供給 イ. 被災施設の調査と災害復旧 |
| 日本郵便株式会社 箕島郵便局 各郵便局 | ア. 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び救護対策の実施 イ. 被災郵政業務施設の復旧 |
| 日本赤十字社 和歌山県支部 | ア. 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 イ. 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ウ. 義援金品の募集配布 |
| 日本放送協会 (NHK) 和歌山放送局 | ア. 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ. 災害状況及び災害対策等の周知徹底 |
| 日本通運株式会社 和歌山支店 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 | ア. 災害時における緊急陸上輸送 |

(7) 指定地方公共機関

| 機関の名称 | 実施すべき事務または業務大綱 |
|--|---|
| 有田川土地改良区 | ア. 土地改良施設の整備と防災管理 イ. 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧 ウ. 農地たん水防排除施設の整備と活動 |
| 和歌山県医師会 有田市医師会 | ア. 災害時における医療救護の実施 イ. 災害時における防疫の協力 |
| 鉄道機関 | ア. 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ. 災害対策用物資の緊急輸送 ウ. 災害時の応急輸送 エ. 被災施設の調査と災害復旧 |
| 運送機関（管内バス及びトラック運送事業所） | ア. 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保、救援物資及び避難者の輸送の確保 イ. 災害時の応急輸送 |
| 放送機関（株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社） | ア. 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ. 災害状況及び災害対策等の周知徹底 |
| ガス機関 | ア. 災害時のガス供給 イ. 被災施設の調査と災害復旧 |

(8) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機関の名称 | 処理すべき事務または業務大綱 |
|--------------------------|---|
| 病院等経営者 | ア. 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ. 被災時の病人等の収容保護 ウ. 災害時における負傷者等の医療、助産救助 |
| 社会福祉施設の経営者 | ア. 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ. 災害時における収容者の収容保護 |
| 学校法人 | ア. 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ. 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施 |
| 農業協同組合 漁業協同組合 森林組合 | ア. 本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 イ. 農林水産物等の災害応急対策についての指導 ウ. 被災農林漁業者に対する融資またはあっせん エ. 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 オ. 飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保またはあっせん カ. 船舶等による緊急輸送活動等への協力 |
| 商工会議所等 商工業関係団体 | ア. 本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 イ. 救助用物資、復旧資材の確保についての協力 |

第1編 総 則
第7章 防災関係各機関の責務と業務の大綱

| 機関の名称 | 処理すべき事務または業務大綱 |
|-----------------|----------------------------------|
| 金融機関 | ア. 被災事業者に対する資金融資 |
| 危険物及び高圧ガス施設等管理者 | ア. 安全管理の徹底 イ. 危険物及び高圧ガス施設等の点検 |

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

■有田市地域防災計画 第1編 総則 一 目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1節 目的 | 1 |
| 第2節 用語 | 2 |
| 第3節 計画の内容 | 3 |
| 第4節 計画の修正 | 5 |
| 第2章 有田市の概況 | 6 |
| 第3章 災害の想定 | 9 |
| 第1節 和歌山県地震被害想定結果（海溝型地震） | 9 |
| 第2節 和歌山県地震被害想定結果（活断層等による地震） | 22 |
| 第3節 和歌山県津波浸水想定結果 | 25 |
| 第4節 風水害等による災害の想定 | 30 |
| 第4章 市民等の役割分担 | 31 |
| 第5章 防災ビジョン | 32 |
| 第6章 地震防災対策の実施に関する目標 | 33 |
| 第7章 防災関係各機関の責務と業務の大綱 | 34 |